綾部市公告第121号

水量水質安定的対策事業、高倉加圧ポンプ所ポンプ設備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年12月13日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 99号
- (2) 工事名 高倉加圧ポンプ所ポンプ設備工事
- (3) 工事場所 綾部市高倉町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 送水ポンプ 一式 電動式仕切弁 一式
- (5) 予定工期 令和4年1月18日から

令和4年3月31日まで(73日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事の A等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継 続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停 止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年1 2月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けて いないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 令和3年12月13日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は650円です。
 - (2) 入札参加資格確認申請書の受付

 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年12月下旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和3年12月23日(木)から 令和3年12月24日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和3年12月27日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1)入札期間

①日時 令和4年1月6日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年1月7日(金)午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

令和4年1月11日(火)午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 · 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式-1

紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号					
2	工事	名					
3	場	所					
4	電子入	、札シス	テムでの	参加がで	きない理		

					顔いいた		
		介	汗和	年	月	日	
			住	所			
			Ľſ.	kt			(FF)
			氏	名			(EI)

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 即

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

- 工事番号
- 工 事 名
- 工事場所

様式-3

配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者					
	(氏 名)	(氏 名)					
	手 (工事名)	手 (工事名)					
1	持(請負金額)	持(請負金額)					
	工 (役職名)	工 (役職名)					
	事 (完了予定)	事 (完了予定)					
	(氏 名)	(氏 名)					
	手 (工事名)	手 (工事名)					
2	持(請負金額)	持(請負金額)					
	工 (役職名)	工 (役職名)					
	事 (完了予定)	事 (完了予定)					
	(氏 名)	(氏 名)					
	手 (工 事 名)	手 (工事名)					
3	持(請負金額)	持(請負金額)					
	工 (役職名)	工 (役職名)					
	事 (完了予定)	事 (完了予定)					
	(氏名)	(氏 名)					
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)					
4	持(請負金額)	持(請負金額)					
	工 (役 職 名)	工 (役 職 名)					
	事 (完了予定)	事 (完了予定)					
	(氏 名)	(氏 名)					
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)					
5	持(請負金額)	持 (請負金額)					
	工 (役職名)	工 (役職名)					
	事 (完了予定)	事 (完了予定)					

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

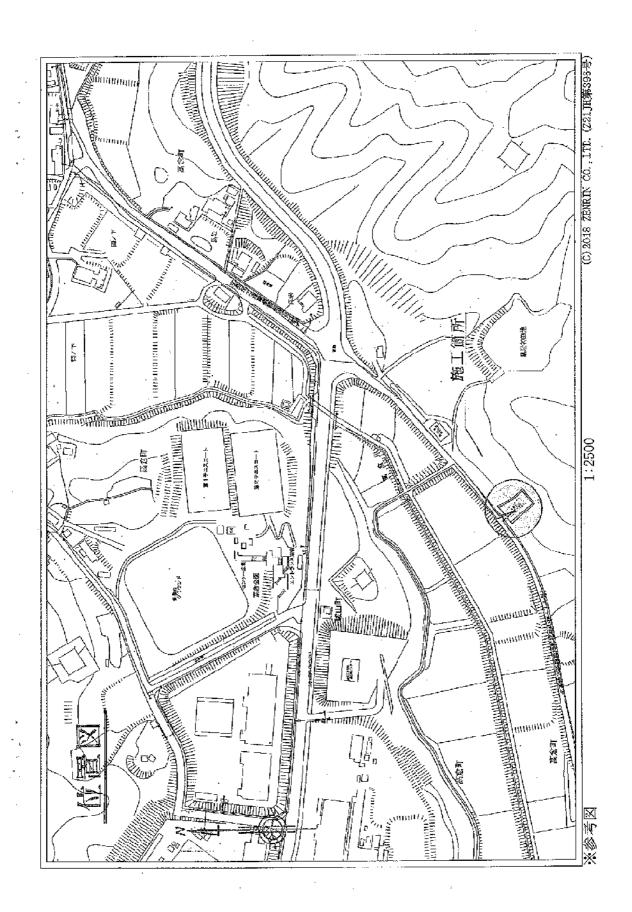
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第122号

市有財産(土地)の売却について、一般競争入札に付することとしたので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年12月16日

綾部市長 山 崎 善 也

1 入札に付する市有財産(土地)

所在地	地目 (登記)	地積 (登記)	予定価格 (最低売却価格)
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2, 651 m²	7,650,000円

2 入札参加者の資格等

別紙「市有地売却実施要領(一般競争入札)」に定めるとおり。

市 有 地 売 却 実 施 要 領 (一般競争入札)

綾 部 市

目 次

1	一般,	競争入	札実	医施要領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	1
2	入札参	多加申记	込書	(様式1)	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	Р.	6
3	哲言	約	書	(様式2)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	7
4	入	术L	書	(様式3)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	8
5	委	任	状	(様式4)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	Р.	9
6	売 覧	買契	約	書(案)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	10

※参考添付

物件調書、付近見取図、写真

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入 札した方を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望する方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

所在地	地目	地積(実測)	用途地域	予定価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	$2,651.23 \text{ m}^2$	指定なし	7,650,000 円

2 入札参加者の資格等

以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し 3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する 者
- ウ 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号及び第4号に該当する 者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及 び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- オ この一般競争入札実施要領を承諾及び順守しない者
- カ 綾部市税の滞納がある者

3 入札参加の申込み

(1) 申込期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)まで

※持参の場合は、土・日・祝日等の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで を受付時間とします。

※郵送の場合は、一般書留郵便か簡易書留郵便のいずれかの方法により期間内に必着とします。

(2) 申込先 (問合せ先)

T 6 2 3 - 8 5 0 1

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所(東庁舎3階)建設部監理課管財担当

電話番号 0773-42-4278 (直通)

4 申込方法等

(1) 申込方法

市有地売却一般競争入札参加申込書(様式1)に必要書類を添えて、申込期間内に正本及び副本 (コピー可)各1部を、持参又は郵送により提出してください。

(2) 必要書類

以下の書類を参加申込書に添えて提出してください。なお、提出した書類は、返還できません。

- (ア) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (イ) 住民票(法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書)
- (ウ) 誓約書(様式2)
- (エ) 綾部市税納税証明書(綾部市に納税義務のある方のみ)

※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限ります。

(3) 申込受付

申込受付完了後、綾部市の受付印を押印した一般競争入札参加申込書(副本)をお渡ししますので、入札当日必ず持参してください。

郵送での申込みの場合は、参加申込書を郵送にて送付しますので、返信用封筒(長形3号)に宛 名記入の上、84円切手を貼付して申込書類と併せて提出してください。

(4) 留意事項

落札した場合、入札参加申込者本人と売買契約を締結することになります。したがって、所有権 移転登記の名義人は入札参加申込者となり、中間省略登記には応じません。

落札した場合に共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を申込書に記載し、全員 分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地説明会

現地説明会は開催しませんので、申込み前に必ず各自で物件を確認してください。

6 入札

- (1) 日時 令和4年2月3日(木) 午前10時00分から
- (2)場所 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所第2会議室

(3) 留意事項

ア 入札に参加できる方は、事前に入札参加申込みした方のみです。

- イ 入札には、基本的に入札参加申込者が直接参加してください。ただし、申込者本人が入札に参 加できない場合は、委任状の提出により代理人(受任者)による入札参加を認めます。
- ウ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- エ 入札参加者が一者の場合であっても、入札公告(入札に参加できる機会を提供)していること から、入札は行います。

(4) 入札保証金

ア 入札参加要件として、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

- イ 入札保証金は、落札者については契約保証金の一部に充当することとし、落札者以外の方については入札当日返還します。
- ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納

付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還できません。

(5) 入札時に持参するもの

- ア 受付完了後お渡しする綾部市の受付印押印済みの一般競争入札参加申込書(副本)
- イ 入札書 (様式3)、封筒、印鑑 (実印)、入札保証金
- ウ 代理人が入札するときは委任状(様式4)

(6)入札の方法

- ア 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(実印)及び封筒に封入割印の上、 入札箱に投入してください。なお、入札に出席しなかった場合(開始時刻に間に合わなかった場合を含む。)は、棄権したものとみなします。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(委任状に押印されている代理人の印)及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7)入札の無効

次のいずれかに該当する方がした入札は、無効とします。

- (ア) 入札に参加する資格のない者
- (イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者
- (ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者
- (エ) 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が識別できない入札書又は金額を訂正した入札書で 入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 上記(ア)から(キ)に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(8) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格(最低売却価格)以上で、最高価格をもって入札した方とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした方があるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより 落札者を決定します。

(9) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札決定通知を落札者が受けた日から5日以内(土日、祝日等の閉庁日は算入しません。)に行います。契約書は、市の書式(別途指定)によることとし、契約書に貼付す

る収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。(入 札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。)
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

(1) 用途制限

- ア 落札者は、本物件を、太陽光発電施設の用に供してはならない。
- イ 落札者は、本物件を、綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに 類するものの用に供してはならない。
- ウ 落札者は、本物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律 第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するも のの用に供してはならない。
- エ 落札者は、第三者に対して本物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- オ 落札者は、第三者に対して本物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使 用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める 義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30の違約金を綾部市に 支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものと する。

(4) 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を、綾部市が発行する納入通知書により支払うものとする。

9 注意事項

以下の点について、ご注意ください。

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に財産に係る危険負担が移転します。したがって、契 約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札 者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

- イ 契約締結後、財産に面積の不足、売買物件の品質上の問題(土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。)を発見しても売買代金の減免をすることができません。
- ウ 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件 は現状のまま引渡します。
- エ 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- オ 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件 の取得に伴い、必要となる不動産取得税 (府税) が課税されます。
- カ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は条例などの法令による規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- キ 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。 また、越境物があった場合について綾部市は関与しませんので、落札者において処理してください。(契約後に判明した場合も同様です。)

(様式1)

市有地壳却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、「市有地売却実施要領(一般競争入札)」を承諾の上、入札参加申込みをします。

申込者 住 所

ふりがな

氏 名

(EII)

- 注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
- 注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

電話番号

1 入札物件

所在地	地目	地積(実測)	用途地域	予定価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2,651.23 m ²	指定なし	7,650,000 円

2 購入後の利用計画

3 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (2) 住民票(法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (3)誓約書(様式2)
- (4) 綾部市税納税証明書(綾部市に納税義務のある方のみ) ※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限ります。

受付印
│ │ │ ※この欄は記入しないでください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名 即

- 注)法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
- 注) 印鑑登録印 [実印] を使用してください。

私は、綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、 この「市有地売却実施要領(一般競争入札)」及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正 な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が 発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に 参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規 定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 入札物件を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴庁に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、綾部市の公有財産売却に係る「入札公告」、「市有地売却実施要領(一般競争入札)」の各条項を熟 覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、 苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

「市有地売却実施要領(一般競争入札)」を承諾の上、入札いたします。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
入札 金額									

[※]金額の頭に「¥」を付してください。

入札物件

所在地	地目	地積(実測)	用途地域	予定価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	$2,651.23 \text{ m}^2$	指定なし	7,650,000 円

令和 年 月 日

綾部市長様

住 所

ふりがな

氏 名

- ŒIJ
- 注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
- 注)代理人が入札する場合は、委任状の受任者の住所・氏名を記入してください。
- 注)印鑑登録印〔実印〕を使用してください。ただし、代理人が入札する場合、 委任状の受任者印を押印してください。

[※]金額はアラビア数字を使用してください。

(様式4)

委 任 状

√去:	立口	#	≡	+关
綾	部	市	長	様

私は_____をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する

一切の権限を委任します。

記

所在地	地目	地積(実測)	用途地域	予定価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2,651.23 m ²	指定なし	7,650,000 円

委任期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委任者 住 所

ふりがな

氏 名

- 注)法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
- 注) 印鑑登録印[実印]を使用してください。

受任者 住 所

ふりがな

氏 名 印

売買契約書(案)

土地の売買について、綾部市(以下「売主」という。)と、〇〇〇〇(以下「買主」という。)とは、次の 条項により売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売主は、その所有する次に掲げる物件(土地)を買主に売り渡し、買主はこれを買い受ける。

所 在	地番	地目	公簿面積(m²)	実測面積(㎡)
綾部市上杉町土穴	18番1	雑種地	2, 651 m²	2, 651.23 m ²

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 落札価格 円とする。

(契約保証金)

- 第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、<u>金(落札価格の10/100以上)円</u>を売主に納付しなければならない。
- 2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない ものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。
- 3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものと する。
- 4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

(売買代金の納付及び遅延利息)

- 第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金(落札価格から契約保証金を差し引いた額)円を売主の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。
- 2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金(前条第2項の規定による遅延利息を含む。)の支払を完了したと きに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

(所有権の移転登記)

- 第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が嘱託 する。
- 2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害

賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と 異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途制限)

- 第10条 買主は、売買物件を、太陽光発電施設の用に供してはならない。
- 2 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはな らない。
- 3 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- 4 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- 5 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前4項に規定する義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 6 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第4項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、 又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

- 第12条 買主は、第10条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。
- 2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

- 第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。
- 2 売主は、買主が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められると きは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をい

- う。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。
- 4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害 を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

- 第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に 回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたとき は、現状のまま返還することができる。
- 2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移 転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。
- 3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその 損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又は この契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判 所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを 定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1

氏名 綾部市長山崎善也 回

買主 住 所

氏 名 ⑩

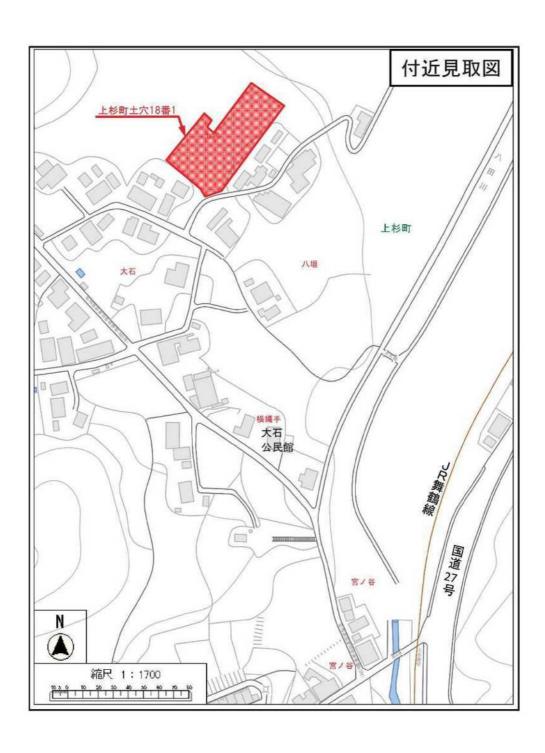
物件調書

				最低壳	最低売却価格		7,650,000円	
所 在 地				地目	登記面	登記面積		
綾部市上杉町土穴18番1			8番1	雑種地	2651m 26		2651. 23m	
接面	i道路の状況		南:市道上杉土穴線(幅員約3.5m、間口約14.5m) 南西:農道泣坂土穴線(幅員約0.9m、間口約36.5m)					
法	都市計	画区域	非線引き都市計画区域					
法令等に	用途	地域	指定なし					
基づ	地域	地区	特定用	特定用途制限地域(田園居住地区)				
<	建ぺい率		60%		容積率 200%			
制限	その他		建築基準法第22条区域					
			施設	事業者	配管等の状況		備考	
施設整備状況		電気	小壳電気事業者	_				
		上水道	綾部市上水道課	南側市道配管 内径50mm		1		
		下水道	綾部市下水道課					
		ガス	LPガス取扱業者	=				
交通	i機関	1200000	ベ市民バ	LPガス取扱業者 ス(あやパス) 「大石(p迫駅」から約900m		100m		

※特記事項

- 1 本物件を太陽光発電施設用地として利用することは禁止します。
- 2 本物件の境界は確定されており、令和3年1月14日に地積更正登記が完了しています。
- 3 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。
- 4 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(0773-42-1815)にお問合せください。
- 5 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(0773-42-4296)にお問合せください。
- 6 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。

- 注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。
- 注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。
- 注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。



航空写真



現況写真





綾部市公告第123号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年綾部市条例第1号)第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年12月17日

綾部市長 山 崎 善 也

公の施設の名称	指定管理者の名称			
綾部市地域情報センター	株式会社エフエムあやべ			
綾部市田野コミュニティセンター	田野町自治会			
綾部市高津コミュニティセンター	to be men to M. A			
綾部市高津グラウンド	- 高津町自治会 			
綾部市福祉ホール	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会			
綾部市かんばやし交流館	口上林地区自治会連合会			
綾部市清山荘	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア			
綾部市ふれあいの家	株式会社ミストラルサービス			
綾部市市民ホール	公益社団法人綾部市シルバー人材センター			
I・Tビル	綾部商工会議所			
綾部工業団地・交流プラザ	机扎口外(块切工业口站与电路)			
綾部工業団地・ヘリストップ	一般社団法人綾部工業団地振興センター			
綾部市以久田野多目的広場	豊里地区自治会連合会			
綾部市山家運動公園	山家地区自治会連合会			
綾部市林業センター	綾部市森林組合			
綾部市桜が丘一丁目コミュニティセンター	桜が丘一丁目自治会			
綾部市桜が丘二丁目コミュニティセンター	桜が丘二丁目自治会			
綾部市水源の里・老富会館	老富会館管理運営委員会			
あやべ観光案内所	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興			
(A) (下) 既几未产1万	社綾部地域本部			
あやべ温泉				
薬草の森				
あやべ山の家	 株式会社緑土			
ふるさと味あやべ工房	(水)			
綾部市二王公園				
二王広場				
綾部市都市交流拠点施設	綾部商工会議所			
綾部市中央公民館	公益財団法人京都府中丹文化事業団			

綾部市ふれあいセンター	中筋地区自治会連合会			
綾部市中筋公民館	十 肋 地 凸 日 伯 云 建 日 云			
綾部市農業振興センター	— 吉美地区自治会連合会 ── 吉美地区自治会連合会			
綾部市吉美公民館	一			
綾部市農村婦人の家	西八田地区自治会連合会			
綾部市西八田公民館	四八山地区日伯云建日云			
綾部市東八田公民館	東八田地区自治会連合会			
綾部市基幹集落センター	山家地区自治会連合会			
綾部市山家公民館				
綾部市健康ファミリーセンター	── ── 口上林地区自治会連合会			
綾部市口上林公民館	日上你地区日伯云建日云			
綾部市豊里コミュニティセンター	── 豊里地区自治会連合会			
綾部市豊里公民館	显土地位日伯云建日云			
綾部市物部営農指導センター	── 物部地区自治会連合会			
綾部市物部公民館	初即地区日伯云建日云			
綾部市志賀郷公民館	志賀郷地区自治会連合会			
綾部市観光センター	── ──中上林地域振興協議会			
綾部市中上林公民館	下上你地 吸 饭栗 励			
綾部市林業者等健康管理センター	── ── 奥上林地域振興協議会			
綾部市奥上林公民館	火工怀地域低哭 防酸云			
綾部市総合運動公園				
綾部市研修センター				
綾部市第1市民グラウンド				
綾部市第2市民グラウンド				
綾部市渕垣グラウンド				
綾部市田野グラウンド	一般財団法人綾部市スポーツ協会			
綾部市西部グラウンド				
綾部市うずい野農村広場				
綾部市東部グラウンド				
綾部市丸山スポーツ公園				
高倉公園				
綾部市市民プール	株式会社水夢			

備考 指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

綾部市公告第124号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

令和3年12月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事 業 所 名	代表者氏名	所	在	地	変	更	日
岸下建設株式会社	吉井 千智	福知山市字立原98番地		令和3年10月30日			

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事 業 所 名	代表者氏名	所 在 地
変更後	147	岸下建設株式会社	吉井 千智	福知山市字立原98番地
変更前	147	岸下建設株式会社	吉井 幸男	福知山市字立原98番地

綾部市公告第125号

令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和3年12月22日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)について、委託業者の選定にあたり別添「令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

令和4年度

飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援 プログラム「中学生国内留学」業務)に関 する公募型プロポーザル実施要領

令和3年12月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領(以下「要領」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外への渡航が困難になったことにより、『中学生海外派遣事業』の代替事業として綾部市(以下「本市」という。)が発注する『令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)』に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)業務名

令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務 (未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)

(2)業務内容

別添1 令和4年度飛び立て!中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)に係る仕様書のとおり。

(3)業務期間

契約締結日の翌日から令和4年12月31日まで

(4)委託料上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内 *この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予 定価格を示すものではない。

(5) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先(問い合わせ先)

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 浪越

TEL: 0773-42-4323

FAX: 0773-43-0991

e-mail: gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に揚げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間 に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1)過去3年以内(平成30年12月1日以降)に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱 (平成23年綾部市告示第10号) 別表に掲 げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)に抵触しないこと。

6 スケジュール (予定)

期日	項目備考	
令和3年12月22日(水)	募 集 開 始 ホームページ及びご	公告
令和4年1月6日(木)	質 問 書 提 出 期 限 電子メール	
令和 4 年 1 月 13 日 (木)	質 問 書 回 答 期 限 電子メール	
令和4年1月20日(木)	参加申請書類 提出期限 持参又は郵送	
令和4年1月25日(火)	一次審査結果通知 応募者が <u>6者以上</u> る 合のみ	あった場
令和4年1月25日(火)	二次審査詳細案内 一次審査通過者に	のみ通知
令和 4 年 2 月 9 日 (水)	二 次 審 査 プレゼンテーション (動画 データでの審査)	
令和 4 年 2 月 16 日 (水)	ヒ ア リ ン グ 送 付 提案内容に対する 電子メールにて送付	
令和4年2月24日(木)	ヒアリング回答期限電子メールにて回名	李
令和4年3月9日(水)	二次審査結果通知郵送	
令和4年3月中旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

(1)提出書類、様式、提出部数等

別添 2 令和 4 年度飛び立て! 中学生海外派遣業務 (未来応援プログラム「中学生国内留学」業務) に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧のとおり

(2) 提出方法等

- ① 提出期限:令和4年1月20日(木)午後5時15分【必着】
- ② 提出方法:持参又は郵送による ※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとす る。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先:上記3に定めるところとする

8 要領等の配布

- (1)要領、提出書類様式及び仕様書の配布方法
 - ① 本市ホームページよりダウンロード
 - ② 事務局での直接配付
- (2)配布期間

令和3年12月22日(水)から令和4年1月20日(木)まで ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2)審查基準

①審查項目 · 配点

項目	配点
① 会社概要	10点
② 業務実績·業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
슴 計	40点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れて いる	優 れ て い る	普通	やや劣る	劣る
10点	1 0	8	6	4	2

(3)審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日:令和4年1月25日(火)

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者(応募者が6者未満の場合は応募者)の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として会場設定してのプレゼンテーションは実施せず、動画データとして提供されたプレゼンテーション内容を 基に審査を行うため、限られた時間内で要旨を伝えられるよう工夫すること が望ましい。

- (2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。
- (3)審查目

令和4年2月9日(水)

通知予定日:令和4年1月25日(火)

(4) 時間制限

動画データの時間は最大30分間とする。

(5) ヒアリング

提案を受けた内容に対し、電子メールでヒアリングを行い、ヒアリング回答書【様式 6】の内容を審査に反映する。

ヒアリング送付日:令和4年2月16日(水) ヒアリング回答日:令和4年2月24日(木)

(7)審查基準

①審查項目·配点

	項目	配点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに	5 点
	業務実施能力	5
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コ	5 点
	ミュニケーション能力	B

	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	5 点
企画提案内容	④事前説明会、事前・事後研修会など	5 点
(80点)	⑤研修期間中の研修内容など	15点
	⑥仕様書に示された業務内容に対する代替	10点
	案、独自提案など	
	⑦見積金額	15点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れて いる	優 れ て い る	普通	やや劣る	劣る
15点	1 5	1 2	9	9 6	
10点	1 0	8	6	4	2
5 点	5	4	3	3 2	

(8)審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日:令和4年3月9日(水)

10 契約の締結

- (1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この 場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結 果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4)審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1)提出書類:質問書【様式4】
- (2)提出期限:令和4年1月6日(木)午後5時15分【必着】
- (3)提出方法:電子メールによる ※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。
- (4) 提出先:上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法:電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6)回答期限:令和4年1月13日(木) ※質問等の内容について電話で確認することがある。 ※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1)提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4)提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6)参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(様式任意)を必ず提出すること。
- (7)電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8)審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、令和4年12月末日を 期限として事業を延期または中止する場合がある。

綾部市公告第126号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造(3-3)工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替(3-3)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和3年12月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 100号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造 (3-3) 工事 公共下水道関連配水管布設替 (3-3) 工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策 事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事 区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の 通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)

管渠工 VU200 L=310m 管渠工 VU150 L=149m マンホール設置工 N=16基 汚水桝及び取付管工 N=24箇所付帯工 一式

(配水管布設替)

配水管布設工 DCIP (GX) ϕ 7 5 L = 4 7 m 配水管布設工 HIVP (RRロング) ϕ 7 5 L = 1 5 4 m 給水戸数 N = 9 戸 仮設配水管工 一式

(6) 予定工期 令和4年2月 1日から 令和4年3月31日まで(59日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、 本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級

で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体 業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する 契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3)建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和3年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 850点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6)請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8)配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場 代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるこ と。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加 申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、 紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募 型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出す ること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式―3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2 (6)に該当する工事を記載し、 資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添 付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま す。)
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予 定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2

- (7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2 (8) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。
- 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 令和3年12月27日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は 事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は5,660円です。

- (2) 入札参加申請書の受付
 - ①期間 令和4年1月6日(木)午前9時から午後6時まで 令和4年1月7日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で1月6日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加者への通知
 - (1)入札通知書及び非指名通知書については、令和4年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により 非指名理由についての説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
 - ①期間 令和4年1月14日(金)から令和4年1月17日(月)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
 - ④回答 令和4年1月19日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いませ ん。

7 入札期間及び開札の日時

- (1)入札期間
 - ①期間 令和4年1月24日(月)午前9時から午後6時まで 令和4年1月25日(火)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は1月24日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、1月25日の午前9時から正午までと午後1 時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ と。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年1月26日(水)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

- 12 その他
 - (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
 - (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

- (3)入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入 札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない と認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、 契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 · 指導検查担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式-1

紙入札方式参加承諾願

1	上事?	番 号						
2	工事	4						
3	場	所						
4	電子。	入札シ	ステムで	の参加が	できなレ	・理由		
	-							
記理	自由に	より電	子入札シ	ステムを	利用し、		、今回は当社 <i>l</i> できないため、	
			令和	年	月	日		
			1	主 所				
			E	· 名				

綾 部 市 長 様

様式-2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

EIJ

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓 約します。

記

工事番号

工事名

工事場所

添付書類 技術資料 (添付資料及び資格者証等を含む)

様式-3

技 術 資 料

住 所

名 称

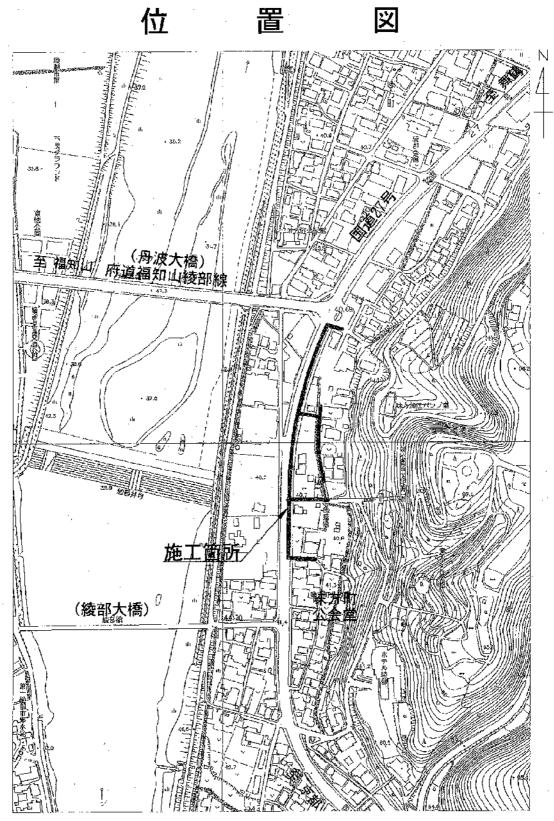
1 同種工事又は類似工事の施工実績

	工事名称						
工	発注機関名						
事々	施工場所						
名 称	契約金額						
等	工期	年	月~	年 月	年	月~	年 月
	受注形態等	単体/JV	(出資比率	%)	単体/JV	(出資比率	%)
I	事 概 要 等						
技行	析的特記事項						

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

	三 分	現	場	代	理	人		贈	主理	技	術	者	
従	事予定者名												
所	属 会 社 名												
生年	E月日 (年齢)												
最	終学歴												
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)													
	工 事 名												
現	施工場所												
在の	工期		年 ,	月~		年	月		年	月~		年	月
	従事役職												
受持工事	重複する 場 合 の 対応措置												

	区 分	現	場	代	理	人		監	理	! 技	術	者	
従	事予定者名												
所	属 会 社 名												
生年	三月日 (年齢)												
最	終学歴												
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)													
	工事名												
現	施工場所												
在の	工期		年 .	月~		年	月		年	月~		年	月
の受持工	従事役職												
· 持 工 事 	重複する 場 合 の 対応措置												



公共下水道管渠築造 (3-3) 工事

